（添付資料①）

# 利害関係の確認について

***提案する開発テーマに関して、審査委員と利害関係があり、公正な審査が保証されないと提案者が判断する場合は、下表に必要事項を記載してください。***

|  |  |
| --- | --- |
| 研究開発課題番号 | ***公募要領の３．応募の要件(2)対象となる研究開発課題に掲げる研究開発課題一覧表の中から、提案する番号を選択し、記載ください。*** |
| 提案テーマ | ***提案テーマ名は、事業内容が分かる短く簡潔な名称とし、40字以内としてください。*** |
| 提案者名 | ***○○○○株式会社（法人番号：　　　　）***  ***・代表となる機関名（＝提案者）を一番上に記載し、提案者名の前に◎印を付してください。***  ***・共同提案の場合、共同提案者をすべて併記してください。***  ***・すべての提案者名の横に法人番号を括弧書きで記載ください。*** |
| 利害関係者 | 有　　無　***必ずいずれかに○印をして提出してください。*** |
| 利害関係のある  審査委員 | ◆機関名：***○○○○大学***  ◆審査委員名：***○○○○***  ◆該当する規程：***二***  ◆その他特記事項：***○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○***  ***・該当する規程については、欄外に記載している利害関係者の定義の【規程抜粋】の中の「一～五」の該当する番号を記載してください。***  ***・理由が不適切な場合には、利害関係のある審査委員とはみなせませんので、ご注意ください。***  ***・利害関係のある審査委員が２名以上いる場合には、欄を追加してください。***  ***・過去の当該事業の審査委員以外で想定される利害関係者がいる場合も上記に記載してください。「○○株式会社関係者」、「○○大学○○学部関係者」のような記載でも構いません。*** |
| 技術的なポイント | ***・採択審査委員に提示し、自らが利害関係者、とりわけ競合関係に当たるかどうかの判断を促すため、競合関係を特定することが可能と考える技術的なポイントを問題ない範囲で記載いただけますようお願いいたします。*** |

利害関係者の定義について

１　規程

NEDOでは、NEDO技術委員・技術委員会等規程（平成15年度規程第63号）（以下、規程という。）第25条及び第32条それぞれの第2項において、利害関係者を次のとおり規定しています。

【規程抜粋】

２　利害関係者の範囲は、次の各号に定める通りとする。

一　審査を受ける者と親族関係にある者

ニ　審査を受ける者と大学・研究機関において同一の学科・研究室等又は同一の企業に所属している者

三　審査を受ける者が提案する課題の中で研究分担者若しくは共同研究者となっている者又はその者に所属している者

四　審査を受ける者が提案する課題と直接的な競争関係にある者又はその者に所属している者

五　その他機構が利害関係者と判断した者